

(研究ノート)

大黒屋又兵衛に関する研究

植田知子

大黒屋又兵衛は、江戸後期から明治初期にかけて主に古手・呉服問屋として江戸で活躍した商人である。店舗は江戸富沢町に設けていたが、住居は一貫して江州高島郡霜降村に定め、当時の商人番付にも名を連ねた富商の一人である。しかし、その活躍に比べて商人としては未詳の部分が多く、又兵衛の出自や商人となった経路等についての説明はほとんど進んでいない。本稿は、杉浦大黒屋関連諸史料の検討と、大黒屋又兵衛の菩提寺における聞き取り調査から、大黒屋又兵衛が京都商人杉浦大黒屋の別家の一人であることを明らかにしたものである。

はじめに

江戸後期から明治初期にかけて江戸で活躍した商人に、大黒屋又兵衛という人物がいる。店舗を江戸富沢町に設けて古手・呉服木綿類を取り扱い、当時の商人番付(図1)にも名を連ねた有力商人の一人である。しかし、その活躍に比べ商人として

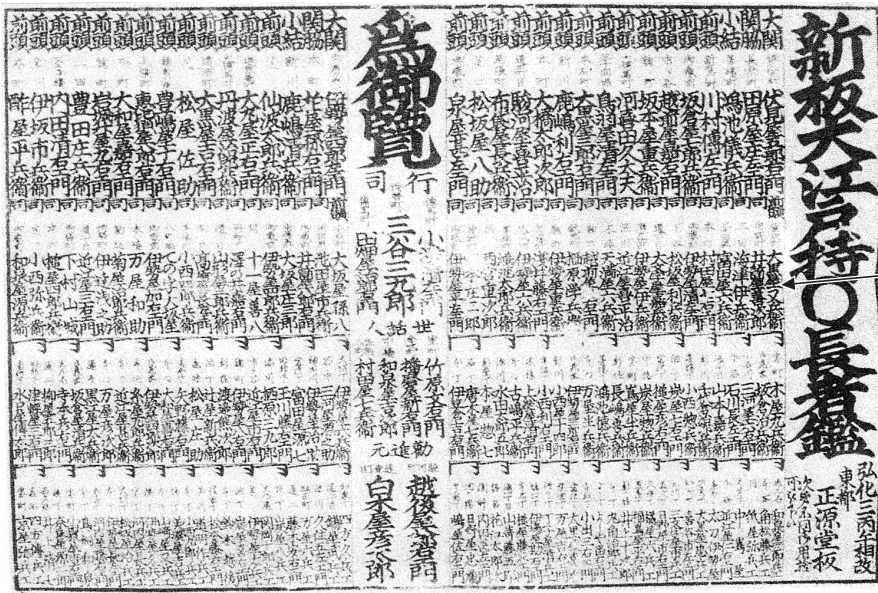
は未詳の部分が多く、これまで説明も進んでいない。本稿はその解明作業の一端として、又兵衛が杉浦大黒屋の別家であることを明らかにしたものである。

一 調査の経緯・方法・手順

1 調査の経緯

筆者が大黒屋又兵衛に着目したきっかけは、杉浦大黒屋(杉浦三郎兵衛家^①)の別家調査の過程にある。杉浦大黒屋は江戸期に九〇余家の別家を輩出しているが、それらの生業や家族構成等を調べる中で、別家の一人である又兵衛には特に目を引くものがあった。それは別家による家業経営の多くが零細・小規模なものであるのに、又兵衛は江戸で独自の別家を出すまでに成功していたからである。

図1. 弘化三丙午相改 新板大江戸持○長者鑑



出所)『番付集成 上』柏書房、1973年。180頁。これは東都で出された江戸だけの長者番付で、大黒屋又兵衛は東の前頭14枚目、分家大黒屋吉右衛門は西の前頭4枚目に見える。東の前頭7枚目に「大黒屋三郎右エ門」とあるのが本家大黒屋三郎兵衛と思われる。

また、大黒屋又兵衛という富商の名も、商業史関連史料や商人番付等でそれまでに目にしていた。しかし、商人に好まれそうな大黒屋という屋号と、さほど珍しくない又兵衛という名は、両者を同一視する手掛りとして十分なものではなかった。その後、種々の史料にあたるうち、両者を結び付けるそれなりの手応えも得たが確証というにはほど遠く、より説得力のある裏付けを得るため腰を据えて調べに取りかかることとなった。

2 調査方法の概略

調査は史料調査と聞き取り調査の二方向から行なった。前もってその概略を述べておくと、まず、別家又兵衛に関する情報源として中心に据えたのは、筆者が杉浦大黒屋研究の基礎史料としている『杉浦家歴代日記』(以下「日記」と略す)である。それに加えて杉浦大黒屋石町店のものと見られる「東武店万用集」と、東京大学法学部法制史資料室所蔵の「杉浦家文書」を用いた。これに対して富商大黒屋又兵衛に関する情報は、又兵衛の出身地で編まれた『高島郡誌』と『新旭町誌』に拠り、さらに、又兵衛の菩提寺である浄栄寺において聞き取り調査を行なった。

3 調査の進捗状況

調査の手順は、別家又兵衛の側から得られた情報と富商大黒

屋又兵衛側のそれを比較検討し、合致する点を一つずつ押えていくというものである。作業開始直後の進捗状況は、別家又兵衛の方は、「日記」の記述期間（江戸期の部分は、天明二年四月〜慶応三年一月）に関しては、断片的ではあるが又兵衛の動向、家内の出来事、店の様子等をおおよそ窺うことができた。しかし「日記」の記述以前、つまり天明期より前の時期については史料の限界があり、情報収集は足踏みの状態が続いた。

一方、富商大黒屋又兵衛の方は、『高島郡誌』や『新旭町誌』に江州高島郡霜降村出身の商人として取り上げられている。ただし、その内容は富商としての評判や逸話が中心で、又兵衛の出自や商人となった経緯等についての言及はなされていない。業種についても、『高島郡誌』には「呉服店として成功せり」（八四三頁）とか、「江戸の店持にて富豪なり」（七三七頁）とあるがそれ以上の説明はなく、『新旭町誌』では、「若狭国小浜藩^⑦の御用金問屋」（六一〇頁）と記されているのみである。さらに、大黒屋又兵衛と杉浦大黒屋との関係については、『高島郡誌』にはその点に関する記述がなく、『新旭町誌』には、「杉浦家や坂江家（後述、四の1を参照）と同じ「大黒屋」を屋号としたが、両家との関係はない」（六一〇頁）とさえ述べられていた。ここで「関係はない」とされているのは、恐らく血縁や姻戚関係がないという意味と思われ、商家間の関係にまで踏み込んだ調査

や究明はなされなかったものと見られる。

このように地域史で又兵衛に焦点が当てられているのは、富商となった以降の部分に限られる。けれども経営史の立場からは、むしろ又兵衛の出自、商人となった経路、富商に至る道筋、所属した集団等、富商となる以前の解明が不可欠である。なぜなら、それらは又兵衛の経営姿勢や営業方法等、商業活動の根本的な部分に少なからぬ影響を与えたと考えられるからである。また、商人大黒屋又兵衛の全体像を把握する上でも見過すことのできない部分といえよう。よって調査は、天明期以前の史料の発掘を心掛けながら、既存の資料を整理し直すことから再び取りかかった。

二 杉浦大黒屋関連史料からの検討

1 「日記」の記述から

まず、「日記」の記述内容を整理し、検証すべき点を絞り込んでいく。

〔史料1〕^⑧

当家のはしめ道照様（杉浦大黒屋初代内海清兵衛義清、法名、道照。註、植田）より今まで凡六代なり。其始より當時まで別家したる人々何人も有へし。当時目前惣別家の

中に代々相続して子孫かはらぬハ霜降又兵衛、其余ハ名蹟見事にハなきなり。さて店に於て奉公人衆を今日つかう心の底を唯一口には、本家も別家も何代もくつき、親ミ交申事を願ふの外ハなし。然に別家の後、子孫続かたき人あれハ、甚本意に背き氣のとくにおもふ。店中面々今日勤居る内より右に申通り何代もく家を續置て、子孫ミ相続する心覺を平常の心にしかとはなざるましき所也。道照様百年忌寛政九年正当及十年候。御在世家業御とり立後ハ、百五十年も過ぎゆく。其年の過る内に今現に残る家ハ、本店と又兵衛と二軒、其余ハ大方二家断絶するをミて人ミ子孫のなりゆく末ハたしか也とおもふか、又ハあやふしとおもふか、是を明に知るを賢き人とハ申へし。うかうかとしてハいられぬと存る也。丙寅年八月

〔史料2〕¹⁰⁾

道有様（杉浦大黒屋二代目三郎兵衛利次。法名、道有。註、植田）以後、独立して暮す人ハ又兵衛方はかりにて、其余代々の別宅衆ハ何れも店より世話に成居る事。

史料1と2からは、杉浦大黒屋の別家の中に江州高島郡霜降村出身の又兵衛という人物があり、杉浦大黒屋の六代目の時点で断続なく無事存続しているのは本家の杉浦三郎兵衛家と別家

の又兵衛家の二家のみであること、そして、又兵衛は独立家業経営者として成功した、同家の別家衆の中では稀な存在であることが読み取れる。この他、「日記」の記述から、又兵衛は店を江戸富沢町に設けたが、住居は一貫して在所の霜降村に定め、家族もそこで生活していたこと等が確認できた。

又兵衛の家業がどの程度繁盛していたのかについては、帳簿類の残存の有無さえ不明であるため数字で明確に示すことはできない。しかし、文化三年（一八〇六）江戸町人らに御用金が仰せ付けられた際、又兵衛の富沢町店には金千両が課せられている。この時、大店杉浦大黒屋の石町店に課せられた金高が二千両¹³⁾であるから、又兵衛がこの頃すでに江戸で相当の富商になっていたことは間違いない。

では、又兵衛が杉浦大黒屋の別家であったとしても、その関係は何代にもわたり維持されたのであろうか。特に又兵衛のように富商となった別家の場合、主家との関係は単なる商家間の儀礼的な交際に取って代わり、経営面での制約や影響は認められないのではないか。もしそうであれば、本稿で杉浦大黒屋との本家別家関係を検証する意味は半減する。よって次に、両家の本家別家関係が代々守られ続けた証左を二例あげておく。

第一に、又兵衛の店では本家と同様の奉公人制度¹⁴⁾がとられたと見られるが、その一つである「登り」の際、又兵衛の富沢町

店の登番のぼりばんは上京するとまず杉浦大黒屋京店に赴き、京店に数日逗留した後に江州の在所へ下るといのが慣例となっていたようである。これは幕末期の「登り」にも認められ、別家である又兵衛方の奉公人には、上京後はまず本家へ参上し、挨拶することが義務付けられていたと見られる。

第二に、杉浦大黒屋では別家の子弟が一〜三歳になると本家の京店か江戸店で奉公するのを慣わしとしていた。上述の金千両の御用金を課せられた文化三年には、「別家大又兵衛嫡子文蔵十一歳、今日始て対面之願¹⁵」とあり、そして「京店小者同様に相勤三年也¹⁷」と、又兵衛の嫡子文蔵も一歳から杉浦大黒屋京店で奉公していることが判る。その後、文蔵は一六歳で元服して文兵衛と改名し、二〇歳の時、父又兵衛が病身のため、相続見習いをするという理由で京店を退店した¹⁹。父又兵衛は文化一四年七月二日に六一歳で没し、同年九月には「大又文兵衛事、今日又兵衛と改名。家督相続申付候²⁰」とある。すでに相当の商人になっていた又兵衛の子弟でさえ本店へ奉公に上がり、そして家督相続が「申付」と表現されている点に、主家に対する別家の立場というものが理解されよう。

ここまでのところ、又兵衛が霜降村出身で、別家後は家業経営者として独立し、江戸富沢町に店を設け、一九世紀初めには金千両の御用金を課せられるほどの富商になっていたこと、そ

して杉浦大黒屋との本家別家関係は、又兵衛が相当な商人となつて以降も維持され続けたことを確認した。次の課題は又兵衛が別家した時期と、家業とした商売を明らかにすることである。

2 「東武店万用集」から

又兵衛が別家した時期は、「日記」に散見する記述から総合的に判断して杉浦大黒屋二代目の頃と推測できるが、明確な独立開業時期は不明であった。この点に関する史料を紹介されたのが樋口知子氏である。表紙に「甲文政七歳 東武 店万用集 申七月吉日」と書かれた、杉浦大黒屋江戸石町店のものと見られる帳面の「富沢町」の箇所のように記されている。

〔史料3〕

享保三年元祖又兵衛殿別宅見世出し之節証文有之

一 富沢町

仕立問屋

大黒屋又兵衛殿

杉浦大黒屋二代目道有の享保三年（一七一八）時の年令は五二歳。のちに三代目を継ぐことになる坂江九兵衛（後の杉浦三郎兵衛利軌。法名、宗夕）はまだ一七歳であるから、又兵衛は二代目道有のもとで別家となり独立したと考えてよからう。この点は、又兵衛の年令が明らかになる三の一で、杉浦大黒屋の

別家制度との関連でもう一度考察する。

又兵衛の商売については、店舗の所在地に着目して検討してみたい。又兵衛が店を開いた富沢町は、江戸でも有名な古着商売の町である。²²⁾ あらゆる工程が手作業で行なわれ生産能力にも限界があった当時、庶民の日常衣料としての古着に対する需要は極めて高いものがあつた。そうした生活様式を背景に、一八世紀初頭までに古着の買い付け・仕立て直し・再販売が分化し、各部門毎に仲買の分化もみるなど、その商業組織は発達し富沢町は全国流通と結び付いた巨大な古着市場を形成していた。²³⁾ 元祖又兵衛は、活況を呈する古着商売の町富沢町を商人としての出発点に選んだと見られる。

又兵衛の業種を示す史料としては、寛保二年(一七四二)三月の「十組支配菱垣廻船江致積合候者共人数書上」²⁴⁾に、古着商売のところに大黒屋又兵衛の名がある。それ以降のものは表1に示した通りである。「江戸十組問屋便覧」(文化一〇年(一八一三)刊行)や『江戸買物独案内』(文政七年(一八二四)発行。図2参照)、また、江戸十組菱垣廻船積仲間の問屋の名前が記された「諸問屋名鑑」(天保四年(一八三三)刊行)のいずれにも、古手問屋と呉服問屋の箇所に大黒屋又兵衛の名が載せられている。諸問屋の再興にあたって作成された嘉永四年(一八五二)の「諸問屋名前帳」「諸問屋仮組名前帳」には呉服

表1. 大黒屋3店の加入問屋仲間

典拠	加入問屋仲間/名前 (店舗所在地)	大黒屋三郎兵衛 (本石町4丁目)	大黒屋吉右衛門 (通油町)	大黒屋又兵衛 (富沢町)
江戸十組問屋便覧 文化十年	繰綿問屋の部	○	○	—
	真綿問屋の部	○	○	—
	古手問屋の部	—	—	○
	呉服問屋之部	○	○	○
	三拾軒組 下り蠟燭問屋之部	○	○	—
	木綿問屋之部	○	○	—
諸問屋名鑑 天保四年	真綿問屋之部	○	—	—
	古手問屋之部	—	—	○
	呉服問屋之部	○	○	○
	三十軒組 下りらうそく問屋之部	○	○	—
	木綿問屋之部	○	○	—
諸問屋名前帳 嘉永四年	呉服問屋	○	○	○
	白子組木綿問屋	○	○	○①
	真綿問屋	○	—	○②
	小問物問屋 (通町組内店組)	○	—	○③
	下り蠟燭問屋	○	○	—

備考①:安政2年8月仮組より加入。②文久2年4月加入。③安政4年7月加入
 出所)「江戸十組問屋便覧」(花咲一男編『諸国買物調方記』渡辺書店、1972年)。
 「諸問屋名鑑」(住田正一編纂『海事史料叢書』第二巻、巖松堂書店、1929年)
 『旧幕引継書目録5 諸問屋名前帳 細目三』及び『旧幕引継書目録6 諸問屋名前帳 細目四』(国立国会図書館発行、1963年)。

問屋・木綿問屋・真綿問屋・小問物問屋の箇所に見え、又兵衛が古着商売から呉服へと商いの手を広げ、幕末期には木綿・真綿等も取り扱うに至ったことが判る。

さて、元祖又兵衛の「元祖」とは何を意味しているのだろうか。杉浦大黒屋の他の別家の場合、新規に別家した者には通常「初代」と記されている。『広辞苑』（第五版）によると「元祖」とは、①―家系の最初の人、②ある物事を初めてした人。創始者。とある。次では「元祖」のもつ意味合いについて検討する。

3 「杉浦家文書」による検討

杉浦家と又兵衛家の本家別家関係がいかに厳格なものであったかを理解する上で、また、又兵衛に「元祖」という語が付された理由を知る上でも鍵となる史料が、東京大学法学部法制史資料室所蔵の「杉浦家文書」の中にある。やや長文であるが史料4に示す。

〔史料4〕²⁵⁾

一、茂八義、此度店表え前々之通出入差免申様と

之願、并、同人へ此末家名相統為致度等之願之趣

難心得候

右之者義ハ、先年より不行跡相重り候ニ付今夏中

此方え呼寄種々致異見候得共不相用、元来

一人之女に迷ひ候事と察候故、不本意ながら曲て

差免候て在所へ女を連帰り、以来身持相改候様

御主人方、傍輩中打寄、其身の利害能々申聞

置候処為無之返答も不及、あまつさえ 剩店表欠落致シ

不埒之至ニ候、其後之茂八行跡一々店へ相聞へ不埒

之始終氣之毒ニ存申候、右体之不所存者を

家名相統人ニ致度之願之意趣、一向道理相済

不申候

一、此以後茂八義、京都在所半月宛致往来兩三年

之内、次第ニ在所へ引取候と申事、家名相統之

為ニ候哉、第一親の命に背き右様之我俣を

申越其まゝに本家へ願出候、其方の心底難心得候

先祖より其方迄代々受預る家の恩を忘れ、茂八か

望ミ世間之外聞等の軽きを、重き本家先祖

の深恩に代て、茂八身分を相立候事愛に

おほれたる義ニ御座候

本家別宅間柄の親ミ之義は、元祖定慶勤

功ニ依て、後代迄相互ニ家名無事相統致

候様世話致候事ニ候

右様之取計に成行、茂八を相統人に致候ハ、

忽たちまち家名及滅亡ニ候事眼前ニ候間、今度其方

願之通ニ致度候ハ、以後家名此方へ差返シ他人

に成候うへにて、いか様にも可被致候

元祖定慶へ名跡之義は、於此方取立義理を

相立可申候

右家名本家へ差返し候うへにて、茂八一件ハ

其方の勝手ニ取計可被告致候

右之通申渡シ候様被仰付候間、以書付申渡候

以上

酉 六月

店

兵助

市兵衛

大黒屋又兵衛殿

右の文書に前書きはなく、本文の内容から、杉浦大黒屋に提出された別家大黒屋又兵衛の息子茂八の杉浦大黒屋への出入願と家名の相続願に対し、本店での議決事項が又兵衛に申渡されたものと見られる。要約すると、第一に、又兵衛の息子茂八は所行が不埒であるため家名相続人として認められないこと。第二に、どうしても茂八を相続人に願うのであれば家名を本家へ

差返し、茂八の件は勝手に取り計らうように、という内容である。

差出人が「店 兵助 市兵衛」とあるため、杉浦大黒屋京店の支配役を調べてみると、兵助が支配役、市兵衛が支配加役を務めている時期で西年に当るのは享和元年（一八〇一・辛酉）である。さらに右の件を「日記」で確認したところ、享和元年六月九日の条に、「別家又兵（又兵衛の意）昨日上京。悴茂八義不行跡於今相改之処、親類村方地頭よりも取持之故、末々相続人ニ致度之願、右不道理之願事故、先代へ不相済之一味故今度心得申渡シ、以後家名本家へ差返候て其上にて茂八事勝手ニ家へ入申様と申渡す。又一通、是ハ又兵（又兵衛の意）身分相続之道理、本家先祖等へ忠孝之意、申渡ス」という記述がある。内容・年月とも史料4に一致している。

その後の経過を掻い摘んで述べておくと、同年七月二日に又兵衛から、「先達て申渡之趣埒明兼候由ニ付、是迄店を軽々敷存候段失礼之書」が京店に届けられた。時を移さず京店からは仕立飛脚を差立てて、又兵衛に急ぎ上京が命じられる。ただちに七月四日、又兵衛方の別家庄助が又兵衛の代理として、差し向けられた飛脚に同道して上京した。京店では杉浦大黒屋の勤番・支配役が同席の上、庄助に対し、書付により次の事が申渡される。それは又兵衛方別家中と店惣中に対し、今度の一件に

ついで「心底決定之返答書」を差出すようにという指示であった。⁽²⁷⁾それから一ヶ月半余り経った同年八月一九日の条には、「自店も様々に世話遣し、漸今度地頭之代官所江州海津之役所於て、茂八勘当之事願之通相濟候」とあり、又兵衛は悻茂八を勘当して本件は決着をみる。同じ条には又兵衛方別家四人、富沢丁店支配人一人、在所別宅の者二人の計七人が、本件の無事落着を京店に礼に上った旨が記されている。この七人に面会した三助（杉浦大黒屋四代目三郎兵衛、法名、宗仲）は、「以後之心得申示」し、併せて「又兵衛、又老女の先定慶の女子三人、并惣別家店中之者へ以後之心得一紙書付、京店勤番支配人連名之一通相渡シ一統一覧之上、受書差出候様申渡ス」と、事後の心得を書面により確認、徹底するという周到さである。

右の一件は、二の1で例示したものとまた別の角度から、本家別家関係の厳格さを垣間見ることができ、さらに、その関係が及んだ範囲を考える上でも示唆的である。

さて、もう一点右の文書で注目したいのが、「本家別宅間柄の親ミ之義は、元祖定慶勤功ニ依て、後代迄相互二家名無事相続致候様世話致候事ニ候」という行である。つまり、杉浦大黒屋と大黒屋又兵衛家の親密な関係は、「元祖定慶」の勤功によるというのである。「東武店万用集」では元祖又兵衛とあったが、今度は元祖定慶という名が示された。又兵衛家の礎を築き、

本家との関係を堅い紐帯で結び付けた元祖定慶は、富沢町に店を開いた元祖又兵衛と同一人物と考えてよいのであろうか。

三 浄栄寺での聞き取り調査

1 初代又兵衛（釈定慶）

じよんがい
浄栄寺は滋賀県高島市新旭町旭にある浄土真宗のお寺で、江戸期にこの辺りは霜降村といった。現在のお寺の建物は、門徒であった霜降村出身の富商大黒屋又兵衛からの寄附のみで建てられたと言われている。今回の調査では、浄栄寺住職武田昭雄氏⁽²⁸⁾のご理解により過去帳を拝見させていただくことができた。

そこには、「釈定慶 寛保三年亥三月十七日没。饗庭家初代又兵衛 六十五才」とあり、定慶は初代又兵衛の法名であることが判明したのである。「杉浦家文書」に記されていた「元祖定慶」の名が、富商大黒屋又兵衛の菩提寺の過去帳に確認できたことで、杉浦大黒屋の別家又兵衛と富商大黒屋又兵衛が同一人物である確証が得られた。「東武店万用集」にある「元祖又兵衛」は、初代大黒屋又兵衛を指すと見て間違いなからう。表2に、大黒屋又兵衛家の江戸期々明治初期までの歴代当主とその没年を掲示した。なお、「日記」に記されていた、一一歳で杉浦大黒屋京店に奉公にあがった文蔵の父又兵衛の没年と没年令

表2. 大黒屋（饗庭）又兵衛家の歴代の当主

名前	法名	没年	没年令
初代又兵衛	定慶	寛保 3年 (1743) 3月17日	65歳
2代又兵衛	定超	延享 4年 (1747) 1月 4日	—
3代茂兵衛	定教	明和 9年 (1772 = 安永元年)	—
4代亦兵衛	定和	安永 2年 (1773) 8月 6日	33歳
5代又兵衛	定信	文化14年 (1817) 7月21日	61歳
6代亦兵衛	定敬	安政 4年 (1857) 11月17日	62歳
7代又兵衛	定篤	明治 3年 (1870) 9月12日	33歳

は、五代目又兵衛のものと一致する。

「元祖」という語が用いられた理由については次のように考える。浄栄寺の過去帳には、初代又兵衛（釈定慶）以前にも多くの「定」の付く法名が記されていた。よって、始祖とみられる人物は又兵衛よりもさらに数代遡る。又兵衛より前の代が何を生業としていたかは未詳であるが、後裔の一人である又兵衛

が杉浦大黒屋に奉公にあり、別家後独立して新規に家を興したため、先祖代々の家筋の中における新家として又兵衛を「元祖」（「東武店万用集」に記された「元祖又兵衛」と、「杉浦家文書」に記された「元祖定慶」、この両方の「元祖」の意が指すもの）としたのではなかろうか。それとともに、家業の点では商家大黒屋又兵衛家として、創業者である又兵衛に「初代」（浄栄寺の過去帳における「初代又兵衛」の

「初代」が指すもの）という語を用いたと推測する。

別家開業時期については、「享保三年別宅見世出し」の記述のみで別家時期と開業時期を同時期と考えるのは不適切かもしれない。しかしながら、初代又兵衛は寛保三年（一七四三）に六五歳で没しており、逆算すると享保三年時の年令は四〇歳となる。杉浦大黒屋の江戸後期の平均別家年令がほぼ四〇歳である²⁹、この点を考慮すると、別家と富沢町店の開業は同時とは言えないまでも、それほど時を移さずに行なわれたものと考ええる。

2 饗庭姓について

大黒屋又兵衛の姓が饗庭^{あいはば}であることは、浄栄寺の過去帳に「饗庭家初代又兵衛」と記されていることから確かである。

これまで又兵衛の姓について言及しなかったのは、「日記」の江戸期の部分には、又兵衛を含め奉公人の姓についてはほとんど記述がないことによる。なぜ名字が記されていないのか、これには江戸期の庶民が通常名字をもたなかったという時代的な背景もあろう。けれども、商家の日々の諸記録を留めた「日記」に一々奉公人の名字を記す必要はなく、重視されたのは記述内容の明瞭簡潔さである。この点は、退店等に関する証書類には奉公人の親の姓名が記されていることから説明できる（但し、商いを生業とする者の場合は、名字ではなく屋号を用

いている場合が多い)。とりわけ又兵衛の場合は、『高島郡誌』に「文政三年四月霜降村の饗庭又兵衛は郡山侯任官の爲め冥加金千五百両と銀十貫匁献納して十人扶持を賜ひ、苗字帯刀を許されたり」(七三七頁)とあり、江戸期に苗字を許された家柄であったことに間違いはない。なお、明治期の残存文書類³¹には饗庭の姓が記されており、また、後述する店の沽券図(四の3参照)からも饗庭姓が確認できる。

四 大黒屋一統の中の大黒屋又兵衛

大黒屋又兵衛が杉浦大黒屋の別家の一人と判明したことは新たな関心を生む。すなわち、杉浦大黒屋との経営面での繋がりである。これまで述べてきたように両家の間には強固な本家別家関係が認められ、これが商売の上でも長短両面において何等かの形で反映された可能性がある。さらにこの点は、以下に示す分家大黒屋坂江吉右衛門を含めた大黒屋三家の結び付きという点から検討する必要がある。紙幅の制限もあるため、この節ではその一端を示すに留め、まず、坂江家と杉浦家の関係から述べておこう。

1 大黒屋坂江吉右衛門について

大黒屋本家杉浦家は江戸期だけでも九代続いた家柄であるが、その内四人の当主は坂江家から迎えられている。その最初が杉浦大黒屋二代目を継承した人物で、これを機縁として坂江吉右衛門家が創設された。本家の二代目継承の経緯は次のようなものであった。

杉浦大黒屋初代は内海清兵衛義清(法名、道照)という人物であるが、後継ぎに恵まれなかったため名跡を清兵衛の兄覚兵衛の嫡男に譲る。しかし、二代目を譲られた人物は商売を嫌がり、不縁となったので、二代目には改めて内海家の本家である坂江五郎兵衛家の四男吉右衛門が迎えられる。この人物が改名して、杉浦三郎兵衛利次(法名、道有)と名乗った。

二代目となった道有には兄重兵衛(＝坂江五郎兵衛の三男)がおり、その長男新兵衛利勝は叔父である道有の店で奉公し、のちに独立を許される。その際、道有の甥にあたるという理由で、別家ではなく分家³⁴として大黒屋の屋号が与えられた。新兵衛は吉右衛門(法名、道和)と改名し、この人物が大黒屋坂江吉右衛門家の初代となる。吉右衛門が独立開業した年月は不明だが、没年が宝暦七年(一七五七。七十二歳)であるから、逆算すると二代目道有の没年(享保八年(一七二三))には三八歳となり、独立はその少し前と推測される³⁵。店舗は江戸通油町に設け、初

めは練綿、後に呉服・木綿・下り蠟燭等を取り扱い、明治期には大坂にも店舗を設けている。

杉浦大黒屋初代から二代目への継承が順調でなかったことは、杉浦大黒屋の経営にも少なからず影響を及ぼしたとみられ、そのため二代目道有は再出発の心構えで商いに奮起し、のちに杉浦大黒屋「中興の祖」⁽³⁶⁾と讃えられた。大黒屋饗庭又兵衛と大黒屋坂江吉右衛門は、ともにこの二代目道有のもとで商人としての修業を積み、独立後は江戸に店を構え、江戸後期～明治初期にかけて商人番付に載るまでに成長、発展した。「日記」の記述からは、時期により多少の差はあるものの、本家を中心に三家が協力し合ったことが窺え、経営面での結び付きや営業上の取決め等のあったことが推測される。

2 屋号と暖簾印(商標)について

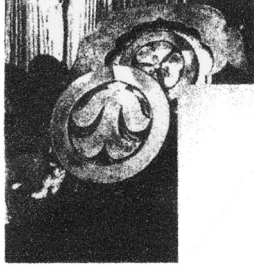
杉浦大黒屋では、規定の年限を勤め上げ別家となった者には大黒屋の屋号が許された。別家大黒屋饗庭又兵衛、分家大黒屋坂江吉右衛門の屋号も本家大黒屋の屋号に由来する。

「日記」を含め杉浦大黒屋関連史料⁽³⁸⁾では、別家と他の奉公人等を区別するために、別家には大黒屋の「大」の字と各別家の名前を合わせて「大 兵助」(大黒屋兵助の意)等と記されている。さらに簡略化した形が、「大」の字と各別家の名前から最

初の一字をとったもので、大黒屋又兵衛は大又⁽³⁷⁾、大黒屋吉右衛門は大吉⁽³⁸⁾となり、こちらの方は呼称としても用いられた。これらの方法は別家の家族や奉公人等に対しても、大又文兵衛(大黒屋又兵衛の倅文兵衛の意)や大忠後家智了(大黒屋忠兵衛の後家智了の意)、大又和助(大黒屋又兵衛店の奉公人和助の意)等のように組み合わせることで、大黒屋の関係者であればどの別家の家内の者、奉公人であるかが一目で判別できた。

大黒屋の暖簾印(商標)は、本家杉浦大黒屋の明治期・大正期⁽⁴¹⁾のもの、大黒屋坂江吉右衛門家の明治期(大坂店)⁽⁴²⁾のものは、どれも楷書体の大の字である。饗庭又兵衛家の明治期のものは未だ目していない。江戸期に関しては、図2に『江戸買物独案内』に載せられた大黒屋三郎兵衛・大黒屋吉右衛門・大黒屋又兵衛各店の案内を示した。三店の暖簾印は呉服・真綿・古手問屋の場合、「大」を基本モチーフに字体を変化させたものとなっているが、下り蠟燭問屋と木綿問屋のところでは「大三」「大一」となっている。取引関係にあった商家の帳簿には別の印⁽⁴³⁾も見られ、商品や用途(荷印等⁽⁴⁴⁾)により印が異なったのか、この点の調べはまだ進んでいない。なお、図3は、大黒屋又兵衛の在所に残る土蔵(現在は他家が所有)の鬼瓦に見られる瓦印である。

図3. 大又（大黒屋又兵衛）の鬼瓦を残す近隣の土蔵



出所) 新旭町教育委員会『新旭の人物ものがたり
第3集』36頁、1998年

図2. 江戸買物独案内（文政7年発行）

組 大 真綿問屋 大黒屋三右兵衛 本石町四丁目	組 大 下蠟燭問屋 大黒屋三右兵衛 本石町四丁目	組 大 木綿問屋 大黒屋三右兵衛 本石町四丁目	組 大 兵服問屋 大黒屋三右兵衛 本石町四丁目
	組 大 下蠟燭問屋 大黒屋吉右衛門 通油町	組 大 木綿問屋 大黒屋吉右衛門 通油町	組 大 兵服問屋 大黒屋吉右衛門 通油町
組 大 古手問屋 大黒屋又兵衛 富澤町			組 大 兵服問屋 大黒屋又兵衛 富澤町

出所) 花咲一男編『江戸買物独案内』渡辺書店、1974年。

3 江戸における三家の所有地

杉浦大黒屋では江戸店を石町店・本所店と、店舗の所在する地名を冠して呼んでおり、大黒屋又兵衛の店は富沢町店⁽⁴⁵⁾、大黒屋吉右衛門の店は「通」を除いて油町店と呼ばれた。

明治六年（一八七三）時点における大黒屋三家の東京日本橋周辺の所有地を、図4及び、表3に掲示した。三家とも江戸期を通して所有する地所を増やしたことが窺える。大黒屋又兵衛の富沢町店が見えないのは、明治五年（一八七二）春に閉店して人手に渡ったためと見られる。その譲渡先として可能性が高いのが、図4で富沢町に地所を所有している坂江吉右衛門である。その根拠は、大黒屋又兵衛が本石町四丁目の地所を入手した経緯にあり、それは次のようなものであった。

杉浦大黒屋石町店は図4の23番・24番と見られるが、享和元年（一八〇一）七月、石町店は東隣の三井氏所有の土地家屋（図4の本石町四丁目の25番カ）を六五〇両で購入する⁽⁴⁷⁾。この買得に伴って京店から、これまで石町店が所有していた「向屋鋪」（図4の本石町四丁目の6番）を売却指示が出される⁽⁴⁸⁾。その譲渡先が大黒屋又兵衛であった⁽⁴⁹⁾。売却代金は千両で、石町店ではこの千両から購入代金と諸経費を差し引いた残金約三二〇両を普請金として用いている⁽⁵⁰⁾。

この例からみて、大黒屋一統の所有地所は一統内で処理され

表3. 大黒屋3家の東京日本橋周辺における土地所有状況(明治6年時点)

	町名	地番	坪数	沽券高(地価)
杉浦 三郎兵衛家	本石町4丁目	5番	164坪3合5勺	金400円
	同上	23番	117坪3合6勺	金420円
	同上	24番	93坪8合8勺8寸	金300円
	同上	25番	93坪8合8勺8寸	金350円
坂江 吉右衛門家	通油町	4番	140坪	金1400円
	同上	17番	140坪	金1400円
	同上	26番	190坪6合3勺2寸	金1000円
	富沢町	23番	130坪	金800円
	同上	24番	143坪7合6勺6寸	金1000円
	大伝馬町2丁目	33番	63坪3合6勺1寸	金300円
饗庭 又兵衛家	本石町4丁目	6番	187坪7合7勺7寸	金450円
	田所町	24番	114坪9合5勺4寸	金300円

* 杉浦大黒屋本店は資料がないため掲示していない。同店は明治9年11月に閉店。
出所)「明治6年 第一大区5・6・13・14小区沽券図」(東京都中央区立京橋図書館編集・発行
『中央区沿革図集』日本橋篇、平成7年。所収)。

たという推測ができ、これが坂江吉右衛門を富沢町店の譲渡先と考える理由である。

おわりに

本稿では江州高島郡霜降村出身の富商大黒屋又兵衛が、杉浦大黒屋の別家の一人であることを明らかにした。この検証がもつ意味と今後の課題を示して本稿を締めくくる。

まず、杉浦大黒屋と大黒屋又兵衛、さらに大黒屋吉右衛門を加えた三家の営業面での繋がりにある。この三家ともこれまで帳簿類は見つかっておらず、当面は取引先等他商家の経営史料にあたり、それらを丹念に検証していくしかないと思われる。難しい課題ではあるが、商家経営の事例研究のうえでは興味が見えない。

二つ目は、本家別家関係が維持され続けたことによる、又兵衛家の商業活動への影響である。江戸期は言うまでもなく、幕末維新の変革期にそれがどのような形で顕われるのか注意して見ていきたい。

三つ目は、商人の活動を分析する上での意味である。今回大黒屋又兵衛を調べる中で、諸文献に大黒屋又兵衛を近江商人として取り扱っている事例を度々目にした。近江商人と見なす根



図4. 大黒屋3家の江戸店周辺絵図

典拠) 『日本橋北内神田両国浜町明細絵図』(嘉永3度戊新刻、安政6巳未夏再版)
 出所) 『古板江戸図集成』第4巻、中央公論美術出版、平成14年。

「江州住」という記述である。各々に大した意図はないのかも知れないが、近江商人とは、厳密には商いの方法等に独自の特性をもつ商人を指し、江州出身や江州居住の商人が全て近江商人というわけではない。大黒屋又兵衛の場合も、住居を江州においたが、本家杉浦大黒屋は京都に本拠をおく京都商人である。その別家であれば当然ながら経営姿勢や営業方針は本家に倣い、取引仲間や商人同士の結び付きもその影響下にあったと考えられる。よって、今後大黒屋又兵衛の商人としての活動を検討する際、別家としての位置付けは分析の一つの目安になるのではないかと考える。

註

- (1) 大黒屋杉浦三郎兵衛家は、寛文三年(一六六三)創業の、呉服太物小間物類を取り扱った商家である。本拠は京都に置き、江戸期には京店(本店)・江戸石町店・江戸本所店・岐阜店・大坂店の五店舗を設けていた。三井(越後屋)・島田(蛭子屋)・下村(大丸)・岩城(舁屋)等とともに「呉服拾仲間甘軒組」の一員であり、京都有数の富裕商人であった。
- (2) 杉浦大黒屋の別家数については、拙稿「京都商人杉浦大黒屋の別家制度(1)」『社会科学』第七八号、二〇〇七年三月。四〇五頁参照。

(3) 京都府立総合資料館所蔵『杉浦家歴代日記』。なお、「日記」の江戸期部分の記述期間については文中に示したが、欠落している期間もあることを断っておく。

(4) 杉浦大黒屋には、杉浦一族と杉浦大黒屋の京店・江戸店奉公人を祀った御墓が、現在、大雲院(京都市東山区四条通大和大路東入)の内にある。最初に御墓を建てたのは三代目杉浦三郎兵衛利軌(法名、宗夕)で、寛保元年(一七四一)辛酉臘月八日のことである。当時の墓所は「下京区寺町通四条下ル、大雲院内」とされるが、後に現在の場所に移転したようである。現在の御墓は、杉浦家一二代目杉浦利之氏により平成十一年に改修されている。墓碑の正面には「杉浦一族の墓」、右側面に「京店諸精霊」、左側面に「東武店諸精霊」と刻されており、江戸店が東武店と称されていたことが判る。また、杉浦家では少なくとも「日記」の記述に見る限り、毎年盆と暮には京・江戸店の死没した奉公人達の供養を営んでいるが、「日記」天保六年二月八日の条には、「京店東武店施餓鬼仏参。別家中参、於宿坊非時」とあり、江戸店を東武店という場合があったことがここにも認められる。

- (5) 滋賀県高島郡教育会編纂兼発行『高島郡誌』一九二七年。
- (6) 新旭町誌編さん委員会編集『新旭町誌』一九八五年。
- (7) 江州高島郡が若狭小浜藩の領地の一部をなしていたことに関わると思われる。
- (8) 「日記」文化三年八月一日の条。
- (9) 初代道照は元禄十一年(一六九八)六七歳で没しており、

- 寛政九年（一七九七）は百年忌に当る。また、「日記」が書かれた文化三年（一八〇六）は、創業（寛文三年・一六六三）からおよそ「家業御とり立て後百五十年」ということになるが、「日記」（嘉永四年四月四日の条）によると、杉浦家では初代が家業を始めた時期を明暦の頃（一六五五～五七）とする言伝えがあり、日記の記述者はそちらの方を意識したのかもしれない。
- (10) 「日記」文化二年九月大尽の条。
- (11) 「史料1」には「霜降」としか記されていないが、又兵衛の在所が江州高島郡霜降村であることは、「日記」の他の箇所からも確認できる。
- (12) 文化三年は、「史料1」の文中に「凡六代なり」とあるように、杉浦大黒屋六代目三郎兵衛利義の代に当るが、この時期の「日記」の記述は、利義の祖父である四代目三郎兵衛（法名、宗仲）によって行なわれている。
- (13) 杉浦大黒屋の江戸本所店の開業は文政七年で、文化三年にはまだ存在しない。
- (14) 杉浦大黒屋の奉公人制度については、拙稿「京都商人杉浦大黒屋京店の店員組織・職制・昇進——江戸後期の事例から——」『社会科学』第七二号、二〇〇四年二月。参照。なお、「登り」の制度の他に、店内の職制（支配役一名・支配加役一名・手代・若手・子供）等も本家と同じやり方が行なわれたと見られる。
- (15) 「日記」の記述では、「富沢丁登番作兵衛、和兵衛、新七、上京。店二逗留、十九日出立」（元治元年四月一五日の条）、「大又富沢町店退役直七、当廿一日京着。先例之通今日迄逗留、今朝出立」（慶応元年一月二五日の条）の箇所に、その点が認められる。
- (16) 「日記」文化三年二月一五日の条。
- (17) 同右、文化五年六月一日の条。
- (18) 同右、文化八年二月一五日の条。
- (19) 同右、文化十二年八月三日の条。
- (20) 同右、文化一四年九月二三日の条。
- (21) 樋口知子「史料紹介」 関東呉服商人名前——杉浦氏「東武店万用集」を中心に——『三井文庫論叢』第三三号、一九九九年一二月。二八〇頁。
- (22) 「古着問屋旧記」赤堀又次郎編『徳川時代商業叢書』第三、名著刊行会、一九六五年。四一六頁。
- (23) 吉田伸之編『日本の近世 第九卷 都市の時代』中央公論社、一九九二年。二八〇～二八一、及び三二六～三三二頁。
- (24) 東京大学史料編纂所『大日本近世史料 諸問屋再興調八』一九六七年。二三八頁。
- (25) 東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」。
- (26) 前掲、拙稿「京都商人杉浦大黒屋京店の店員組織・職制・昇進——江戸後期の事例から——」二三頁。
- (27) これに該当するのが、包紙の表に「西六月 大 又兵衛 江甲渡書附之写 式通」と記されたものである（出所…東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」）。そのうちの一通は、茂八の一件に対する杉浦大黒屋本家の意向、す

なわち次の二ヶ条、①又兵衛の家督を本店へ取上げ、その上で然るべき人物へ家名を相続させる。②もし本家の意向に不同意ならば、又兵衛家の滅亡は必至であり、それは先祖定慶殿の志に背くものであるから今後、定慶殿仏事等は本家で営むこととする。に対する返答を、又兵衛家親類別家店中一統に聞き糺したものである。差出年月は「酉七月」、差出人は「店 兵助 市兵衛」と「勤番 庄兵衛 四郎兵衛 甚助」とあり、これらは杉浦大黒屋京店の支配役・支配加役と勤番三名である。宛先は「大黒屋又兵衛殿 江戸江州別家衆中」及び「同人 富沢丁店惣中」となっている。なお、本件は数年後、茂八が父又兵衛を訴えて訴訟に発展するが、本稿の検証には直接関係がないためこれ以上の説明は加えない。

(28) 今回の調査は平成二〇年六月二〇日、武田山浄栄寺たけださんじょうえいじにおいて行なった。ご住職の武田昭雄氏には、史料調査に対するご理解とご協力をいただき、御寺の由緒や来歴を直接うかがうことができた。浄栄寺は、武田信玄公孫武田頼母たのぼ、釈休味法師を開基として、寛永一九年（一六四二）一〇月二七日に建てられた浄土真宗大谷派の寺である。大黒屋饗庭又兵衛は、寛保〆明和の頃（一七四一〜一七七二）には度々同寺に寄進しており、本堂には寺の修復を目的に田地が寄進されたことを示す「修復田寄進札」が今も掛けられている。また、信仰心の厚かった又兵衛が浄栄寺へ参詣の際に使用した立派な駕籠も大切に保存されている。

(29) 前掲、拙稿「京都商人杉浦大黒屋京店の店員組織・職制・

昇進——江戸後期の事例から——」一〇頁。

(30) 江州高島郡は、柳沢吉里の代（享保九年三月一日藩主就任）から大和国郡山藩の領地であり、郡山藩との関係はその辺りにあるものと考えられる。

(31) 東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」のうち、明治一七年六月二三日の日付のある「建物書入之証書」には饗庭又兵衛の名が記されている。

(32) 坂江家については、藤田彰典「京都商人大黒屋杉浦家の出自と系譜」『京都文化短期大学紀要』第九号、一九八八年。に詳しい。

(33) 初代内海清兵衛は杉浦美喜との結婚後、杉浦に改姓したと見られる。詳しくは、拙稿「京都商人杉浦大黒屋の別家制度（2）——勤番に関する検討——」『社会科学』第七九号、二〇〇七年一〇月。註12参照。なお、大黒屋の屋号は清兵衛が当初から用いたものである。

(34) この件に関しては、前掲、拙稿「京都商人杉浦大黒屋の別家制度（1）」一九頁、註7参照。

(35) 『高島町史』（高島町役場発行、一九八三年）には、坂江吉右衛門の江戸店開店時期を「早くても宝永期（一七〇四〜一一）以降」（五五一頁）としている。よって、開業時期を明確に示す史料をもたない現時点では、一七二二年〜道有の没年（享保八年）までの間、すなわち吉右衛門二七〜三七歳頃と幅を持たせておく。

(36) 岩内誠一『教育家としての石田梅岩』立命館出版部、一九三四年。二八二頁。

- (37) 一例をあげると、安政元年二月二八日に江戸で発生した火事は、安政二年一月四日、石町店から京本店に立仕便で報知されたが、書状には石町店が無事で怪我人もいないこと、そして、「油町店富沢町店より大勢手伝ニ被参候て人手も多く水手もよく、万事上都合にて相残る由申来る」と記されている。つまり、距離的に近い三店は被災状況を尋ね合い、安否を確認するとともに、必要とあれば互いに助力・救援したことが判る。
- (38) ここで言う杉浦大黒屋関連史料とは、「日記」以外の以下のものを指す。東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」。同志社大学経済学部所蔵、杉浦三郎兵衛著「日記」。同志社大学経済学部所蔵「京都商家文書」。京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」。
- (39) 大黒屋吉右衛門の場合は、「坂吉」と略される場合もある。これは坂江家一統に対する略称と見られ、坂江五郎兵衛を坂五、坂江重右衛門を坂重などと呼んだ。
- (40) 「日本全国商工人名録1（明治三二年）」（『明治期 日本全国資産家地主資料集成I』柏書房、一九八四年）。
- (41) 掲載番号55「鳴門緋の看板」。大正一二年一月二月に株式会社杉浦商店と改組された後、特約店へ配布した看板には、登録商標として大の字が見える（出所…『雲泉莊山誌 卷之五 家蔵看板図譜』発行兼編輯人 杉浦三郎兵衛、一九四〇年）。
- (42) 明治二〇年「商工技芸浪華の魁」『絵で見る明治商工便覧』第6巻、ゆまに書房、一九八七年。
- (43) 杉浦大黒屋の三州木綿の買次問屋であった岡崎の大原家の古文書には、杉浦大黒屋には「大」、大黒屋吉右衛門の店には「大吉」の印が見える（出所…伝承デザイン資料集成 商家諸職篇『日本のしるし2』高橋正人、岩崎美術社、一九七三年。二五頁）。また、三井家の史料では杉浦大黒屋（大黒屋三郎兵衛）には「大三」、大黒屋吉右衛門には「大吉」と記されている（出所…財団法人三井文庫編集兼発行『三井事業史 本篇 第一巻』一九八〇年。四一二頁）。
- (44) 石町店は、寛文年間頃「新石町」ができて「本石町」と改称された後も「石町店」と呼ばれている。
- (45) 又兵衛は富沢町以外にも江戸に店を設けていたとみられ、それが川岸店である。その点を示すのが、「大又川岸手代」〔日記〕文政九年五月九日の条）や、安政二年二月二十九日に発生した火事に関する「今暁も七ツ時頃富沢町店、并、川岸店御類焼相成御同前、氣之毒千万ニ奉存候」〔日記〕安政二年三月六日の条）の箇所である。また、幕末には大坂に古着仕入店を新設する願いを杉浦大黒屋本店へ出し、許可されている（〔日記〕嘉永六年九月二六日の条）。
- (46) 前掲、「京都商家文書」整理番号八〇。明治八年五月六日の条に、「商法筋不都合在之、不立得相談之上、去ル明治第五年春、右店一先引払閉店致」とある。
- (47) この件は以下のように記されている。「石町店東隣三井氏所持之家鋪地、并、新道之方建物とも自先方得心にて表口四間裏行二十間家敷一ヶ所、今度金高六百五拾両に買得

相済、七月十日沽券取之。右之外、町向諸雜用祝義等、金三十六兩貳歩ト錢二貫百文、二口合、金六百八十六兩貳歩錢二貫百文、右之通に万事相済申趣申来る。右家鋪代金之義は、当七月分爲替高之内、京爲登分になる也。但し於京店、江戸家敷地代として手形貸出す」〔日記〕享和元年七月一八日の条)。

(48) 「日記」享和元年七月一八日、および、八月一六日の条。

(49) 同右、享和二年二月七日の条。

(50) 同右、享和三年三月一八日の条。

(51) 一例を挙げれば、「諸問屋名前帳」(前掲)の呉服問屋には、「大黒屋又兵衛 富沢町家持 江州住二付、店支配人 林兵衛、慶応元年七月小兵衛」と記されている。

(52) 近江商人の特性とは、近江国での在地性(本拠地を近江国においていること)、^{かみがた}上方商品と地方物産の有無を通じる持^{もち}下り商い、奉公人制度としての在^{ざい}所^{しょ}登り制度、多店舗化と多業種化、経営管理のための支配人制度等があげられる(末永國紀『近江商人』中公新書、二〇〇〇年、八頁。

および、上村雅洋『近江商人の経営史』清文堂出版、二〇〇〇年。六四三〜六四八頁。参照)。

・本稿で使用した史料類は、読み易くするため句読点や振り仮名を加え、助詞及び、変体仮名は平仮名に直した。異体字も適宜改め、合字^あも平仮名とした。

〔付記〕

本稿の作成に際しては、浄栄寺ご住職武田昭雄氏から貴重な史料を拝見させていただきました。ここに記して深く感謝申し上げます。